

入院中の患者様へ

身体拘束の廃止および最小化に関する基本方針

当院では、患者さんの尊厳を守り、安全で質の高い医療・看護を提供するため、原則として身体拘束(行動制限)を行わない医療の実現に努めております。

○ 身体拘束の原則禁止

患者さんの自由を制限し、心身に悪影響を及ぼす可能性があるため、原則として身体拘束は行いません。

○ 緊急やむを得ない場合の例外措置

患者さんご本人、または他の患者さんの生命・身体を保護するために他に方法がない場合に限り、以下の「3つの要件」をすべて満たしたときに限り、一時的に必要最小限の身体拘束を行うことがあります。

切迫性: 命に危険が及ぶ、または重大な傷害を負う危険が著しく高いこと

非代替性: 身体拘束をする以外に、安全を確保する代替手段がないこと

一時性: 状態が安定し次第、直ちに解除する(一時的なものである)こと

○ 手続きとご家族への説明

緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合は、ご本人やご家族へ速やかに理由を説明し、ご理解をいただけるよう努めます。

また、十分な観察を行うとともに経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除できるよう努力いたします。

秩父生協病院 院長